

雇児総発0126第1号
平成22年1月26日

各 { 都道府県
指定都市 児童福祉主管部(局)長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

虐待を受けた子どもの安全確認及び安全確保の徹底について

児童虐待対策の推進には、御配意いただいているところであるが、子どもを健やかに育むべき親からの虐待により子どもが亡くなるという、とても痛ましい事件が跡を絶たない状況が続いている。

これらの事件の中には、近隣住民や関係機関が気付いていたにも関わらず見過ごしてしまった事件や、児童相談所等の機関が接触しながら救うことが出来なかった事件など、救う機会があったと思われる事件があることは誠に遺憾である。

虐待を受けた子どもの安全確認及び安全確保の徹底については、本年1月に開催した「全国厚生労働関係部局長会議」及び「全国児童福祉主管課長会議」においてもお願いしたところであるが、各都道府県等において、改めて関係部署の業務を再点検し、組織一体となった必要な改善を図っていただくことについて改めてお願いします。

その際には、立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた適切な調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など基本に立ち返った対応を徹底するとともに、臨検・搜索制度等を積極的に活用するなど、子どもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応をお願いします。

また、死亡事例等が発生した都道府県等においては、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき当該事例の検証を実施していただくことになるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げる姿勢で臨むことを改めてお願いします。